

青森県報

号外第三十七号

平成十九年
四月一日
(日曜日)

目 次

規 則

告 示

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則……………	(農村整備課) …… 一
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(財政課) …… 二
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(同) …… 二
公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………	(総務学事課) …… 二
青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(同) …… 二
青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(同) …… 二
包括外部監査契約の締結……………	(行政経営推進室) …… 三
補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任……………	(農林水産政策課) …… 三
二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定……………	(農村整備課) …… 四
二以上の地域県民局の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する地域県民局の指定……………	(監理課) …… 五
青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間……………	(文教課) …… 六
教育委員会……………	(職員福利課) …… 六
公印の廃止……………	(職員福利課) …… 六

公印の作成…………… (同) …… 九

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報…………… (同) …… 九

公営企業

青森県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱つ金融機関の指定…………… (経営管理課) …… 一〇

青森県病院局における公印の印影を印刷することができる文書…………… (同) …… 一〇

規 則

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則

青森県農業用ダム等管理規則(平成九年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表夕顔関頭首工の項の次に次のように加える。

松島頭首工	五所川原市	標高六・一七三メ 一トルから 標高六・四七三メ 一トルまで	五月三十日から九 月一日まで	二・二
-------	-------	--	-------------------	-----

別表に次のように加える。

砂土路川頭 首工	十和田市	標高三・七五メ 一トルから	五月十六日から同 月二十日まで	一・八〇六
-------------	------	------------------	--------------------	-------

稲生川頭首工	十和田市	標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
法量頭首工	十和田市	標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八
		標高九十四・四三 四メートルから 四メートルまで	五月二十一日から 九月十五日まで	四・四八

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十七号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「堺市」の下に、「新潟市、浜松市」を加える。

青森県告示第二百五十八号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「横浜市」の下に、「新潟市」を、「静岡市」の下に、「浜松市」を加える。

青森県告示第二百五十九号

平成十九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、第五十五号中「7 駐車場使用料に係る未納通知書」を「7 駐車場使用料に係る未納通知書

7 駐車場使用料に係る未納通知書

8 県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書 に改め、同号を第五十

9 駐車場使用料減免決定通知書

四号とし、第五十六号を第五十五号とし、第五十七号を第五十六号とする。

青森県告示第二百六十号

平成十九年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森県沿岸漁業振興協会の項及び表財団法人青森県国際交流協会の項を削る。

青森県告示第二百六十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森県沿岸漁業振興協会の項及び表財団法人青森県国際交流協会の項を削る。

青森県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十九年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十九年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

倉成 磨

八戸市大字本徒土町三の三

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百六十三号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第五十二号の規定により、補助金等の交付に関する事務で地域県民局長に委任するものを次のとおり定め、平成十八年四月一日青森県告示第二百八十五号（補助金等の交付に関する事務の地域県民局長及び農林水産事務所長への委任）は、廃止する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成十四年五月三十日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号。以下「補助規則」という。）及び同要綱の施行に関すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査（畜産課が分掌する事務に係るものを除く。）に関する事務並びに東北生乳販売農業協同組合連合会、財団法人青森県りんご協会、青森県たばこ耕作組合、全国農業協同組合連合会青森県本部及び当該補助金を直接交付することとなる特認団体に係るものを除く。）。

二 青森県地域農政推進対策事業費補助金交付要綱（昭和五十二年十月二十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること（市町村に係るものに限る。）。

三 青森県新山村地域特別対策事業費補助金交付要綱（昭和五十五年九月十二日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に関する事務を除く。）。

四 青森県農業委員会交付金等交付要綱（平成十年十月二日制定）に基づく交付金及び補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること（青森県農業会議に係るものを除く。）。

五 青森県経営構造対策事業費補助金交付要綱（平成十三年十月十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に関する事務を除く。）。

六 青森県草地開発事業補助金交付規程（昭和三十二年十月青森県告示第七百五十二号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。

- 七 青森県畜産環境総合整備統合補助事業補助金交付要綱（平成十四年十月二十三日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 八 青森県畜産担い手育成総合整備事業補助金交付要綱（平成十七年四月二十日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 九 青森県家畜導入事業補助金交付要綱（平成十九年二月十九日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 十 青森県林道事業補助金交付規則（昭和三十六年八月青森県規則第八十号）に基づく補助金に係る補助規則及び青森県林道事業補助金交付規則の施行に関する事。
- 十一 青森県単林道事業補助金交付規程（昭和三十六年八月青森県告示第五百七十一号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十二 青森県小規模治山事業補助金交付規程（昭和四十四年九月青森県告示第五百八十五号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十三 青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和四十四年十月青森県告示第六百二十七号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十四 青森県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（平成六年八月十七日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 十五 青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百二十号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。
- 十六 青森県団地営土地改良事業補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務及び青森県土地改良事業団体連合会に係る事務（成果品の検査を除く。）を除く。）。
- 十七 青森県団地営小規模土地改良事業補助金交付要綱（昭和四十九年八月二十九日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。

青森県告示第二百六十四号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）

第二条第九項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三十条第八項の規定により、二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び

自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局を次のとおり指定し、平成十八年四月一日青森県告示第二百八十七号（二以上の農林水産事務所又は地域県民局及び農林水産事務所所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局又は農林水産事務所所の指定）は、廃止する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

二以上の地域県民局にわたる事務	二以上にわたる地域県民局名	二以上にわたる事務を分掌する地域県民局名
県営指久保地区かんがい排水事業に関する事務	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局
国営岩木川左岸（一期）地区かんがい排水事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県営増館地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局	中南地域県民局
県営福館放地区かんがい排水事業に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
国営岩木川左岸（二期）地区かんがい排水事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県営早瀬野ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
県営二庄内ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
県営浪岡ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	東青地域県民局
県営夕顔関頭首工地区基幹水利施設管理事業に関する事務	東青地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県営相原排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局

県管中泉排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
県管南津軽地区基幹施設管理整備事業に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
県管北津軽地区基幹施設管理整備事業に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県管上北地区基幹施設管理整備事業に関する事務	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局

青森県告示第百六十五号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）
 第二条第九項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三
 十条第八項の規定により、二以上の地域県民局の所管区域にわたる県土の整備に関す
 る事務を分掌する地域県民局を次のとおり指定し、平成十八年四月一日青森県告示第
 二百八十八号（二以上の県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所の所管区
 域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所の指定
 は、廃止する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 二以上の地域県民局の所管区域にわたる道路に関する事務（次号に掲げる事務を
 除く。）を分掌する地域県民局

二以上の地域県民局にわたる事務	二以上にわたる地域県民局名	二以上にわたる事務を分掌する地域県民局名
一般国道百一号に関する事務（大釈迦スノーシェットの部分に係るものに限る。）	東青地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県道八戸野辺地線に関する事務（第二奥入瀬川橋の部分に係るものに限る。）	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局

県道鰺ヶ沢蟹田線に関する事務（やまなみトンネルの部分に係るものに限る。）	東青地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県道八戸百石線に関する事務（開運橋の部分に係るものに限る。）	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局
県道岩木山環状線に関する事務（上鳴沢橋の部分に係るものに限る。）	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県道五所川原岩木線に関する事務（幡竜橋の部分に係るものに限る。）	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
県道十腰内陸奥森田停車場線に関する事務（もともあい橋の部分に係るものに限る。）	中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
県道戸来十和田線に関する事務（五渡橋の部分に係るものに限る。）	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局
県道常海橋銀線に関する事務（常福橋の部分に係るものに限る。）	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局

二 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可に関する事務が二以上の地域県民局の所管区域にわたる場合の当該許可に関する事務を分掌する地域県民局は、当該許可の申請を最初に受けた地域県民局とする。

三 二以上の地域県民局の所管区域にわたる河川に関する事務を分掌する地域県民局

二以上の地域県民局にわたる事務	二以上にわたる地域県民局名	二以上にわたる事務を分掌する地域県民局名
一級河川山田川に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
一級河川十川に関する事務（北津軽郡板柳町大字滝井字川崎六三の八地先首工（以下「滝井頭首工」という。）上流端から下流の部分に係るものを除く。）	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局

一級河川十川に関する事務（滝井頭首上流端から下流の部分に係るものに限る。）	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
一級河川浪岡川に関する事務（北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五柳の地の部分に係るものを除く。）	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	東青地域県民局
二級河川中村川に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
二級河川中川沢に関する事務	中南地域県民局 西北地域県民局	西北地域県民局
二級河川奥入瀬川に関する事務	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局
二級河川後藤川に関する事務	三八地域県民局 上北地域県民局	上北地域県民局

四 二以上の地域県民局の所管区域にわたる下水道に関する事務を分掌する地域県民局

二以上の地域県民局にわたる事務	二以上にわたる地域県民局名	二以上にわたる事務を分掌する地域県民局名
岩木川流域下水道に関する事務	東青地域県民局 中南地域県民局 西北地域県民局	中南地域県民局
馬淵川流域下水道に関する事務	三八地域県民局 上北地域県民局	三八地域県民局

五 一般国道三百三十八号の白糠バイパスの建設の事業の用に供する用地の買収及び補償並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に関する事務を分掌する地域県民局は、下北地域県民局とする。

青森県告示第二百六十六号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成十九年四月一日

特別展の観覧の場合の使用料の額

青森県知事 三 村 申 吾

区	分		金額（一回につき）
	個人	団体（二十人以上のものに限る。）	
北東北三県共同展「北東北自然史博物館」の観覧	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	二百四十円 （特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、二百円）
	一般	一般	五百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、四百円）
			二百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、百六十円）
			四百円 （特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、二百二十円）

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十年一月一日から同年二月二十九日まで


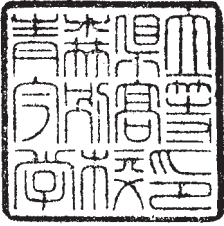
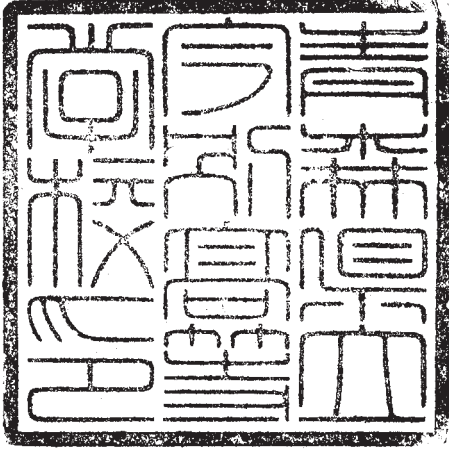

教育委員会



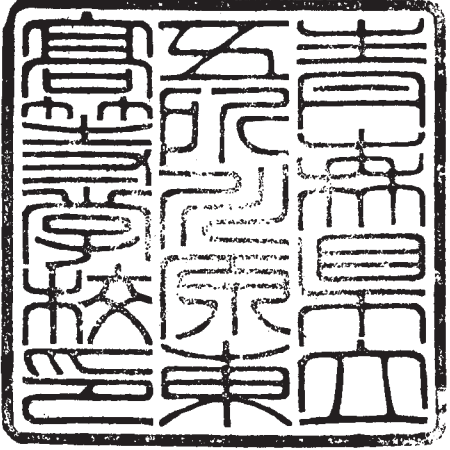
青森県教育委員会告示第四号


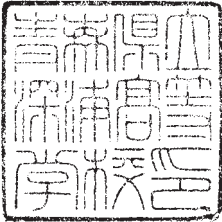
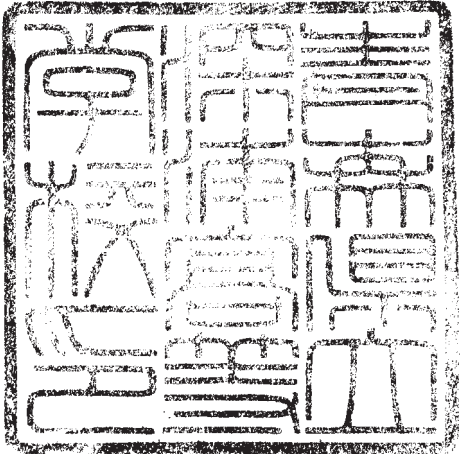
平成十九年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。



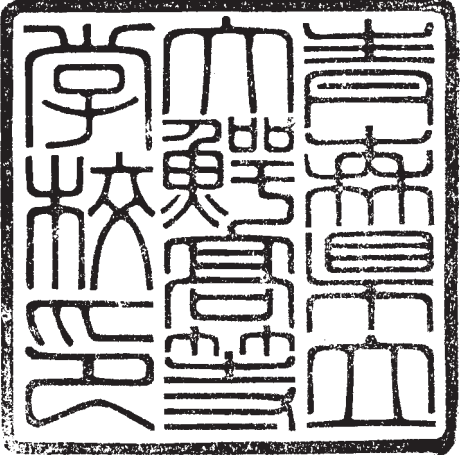
平成十九年四月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治



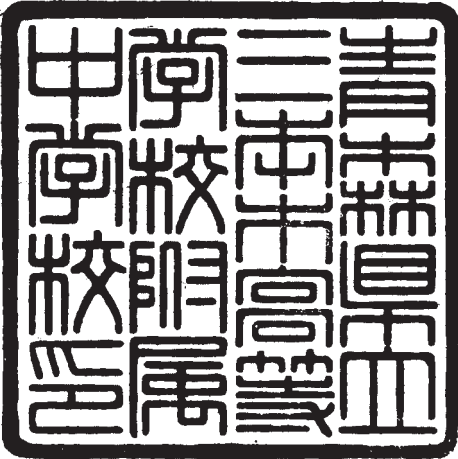

青森県立五所川原東高等学校長印	青森県立今別高等学校印 (副印)	青森県立今別高等学校印 (正印)	青森県立今別高等学校校長印	公 印 の 名 称
				公 印 の 印 影

青森県立深浦高等学校長印	青森県立五所川原東高等学校印 (副印)	青森県立五所川原東高等学校印 (正印)
		

<p>青森県立大鰐高等学校校長印</p>	<p>青森県立深浦高等学校印 (副印)</p>	<p>青森県立深浦高等学校印 (正印)</p>
		

<p>青森県立八甲田高等学校校長印</p>	<p>青森県立大鰐高等学校印 (副印)</p>	<p>青森県立大鰐高等学校印 (正印)</p>
		

<p>公 印 の 名 称</p>	<p>公 印 の 印 影</p>
<p>青森県教育委員会告示第五号</p> <p>平成十九年四月一日次の表に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。</p> <p>平成十九年四月一日</p> <p>青森県教育委員会教育長 田 村 充 治</p>	
<p>青森県立八甲田高等学校印（副印）</p>	
<p>青森県立八甲田高等学校印（正印）</p>	

<p>青森県教育委員会告示第六号</p> <p>平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十九年四月一日</p>	
<p>青森県立三本木高等学校附属中学校印（副印）</p>	
<p>青森県立三本木高等学校附属中学校印（正印）</p>	
<p>青森県立三本木高等学校附属中学校校長印</p>	

表公立学校教員採用候補者選考試験の項中「特殊教育諸学校教諭」を「特別支援学校教諭」に改め、同表県立中学校入学者選抜の項中「開設準備室」を削る。

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、青森県病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

出納取扱金融機関	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社青森銀行	青森市橋本一丁目九	平成十九・四・一

青森県病院事業告示第二号

青森県病院局文書規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第三号）第十六条第二項の規定により、公印の印影を印刷することができる文書を次のように定める。

平成十九年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

公印の印影を印刷することができる文書

一 青森県病院局職員証

二 青森県立中央病院に係る診療報酬請求書

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------